

第 25 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 23 年 12 月 26 日（月） 10:00～12:20
- 2 場 所 中央合同庁舎第 7 号館 共用第 2 特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長） 廣松毅
（委 員） 北村行伸、西郷浩
（専 門 委 員） 家泰弘、長岡貞男
（審議協力者） 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
（調査実施者） 総務省統計局：井上経済統計課長ほか
（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：若林参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか
- 4 議 題 科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更(名称の変更)について

5 概 要

○廣松部会長 皆様、おはようございます。

ただいまから第 25 回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

私は、本部会の部会長を務めます廣松と申します。よろしく願いいたします。

今回の部会では、去る 12 月 16 日の第 52 回統計委員会において、総務大臣から諮問されました科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）について審議を行います。

今回、審議に参画いただく委員及び専門委員につきましては、配布資料の参考 1 として、部会委員等の名簿が配布されておりますので、それを御覧いただければと思います。

なお、本部会では、北村委員が部会長代理となっておりますので、御承知おきいただければと思います。また、本日は、鷺谷専門委員が所用で御欠席でございます。

本日は、本件についての第 1 回目の部会ということでもありますので、委員、専門委員、そして審議協力者、参画いただく各府省の順で簡単に自己紹介、御挨拶をお願いいたします。

本日、御出席いただいている方の一覧は、配布資料の最後に出席者一覧として配布されておりますので、その順番をお願いいたしたいと思っております。

それでは、最初に私は情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○北村委員 一橋大学経済研究所の北村でございます。よろしくお願いいたします。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしくお願いいたします。

○家専門委員 東京大学物性研究所の家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡専門委員 一橋大学イノベーション研究センターの長岡です。よろしくお願いいたします。

○廣松部会長 では、審議協力者の順番で、財務省の方からお願いいたします。

○財務省 財務省の細谷と申します。よろしくお願い致します。

○文部科学省 文部科学省の来栖でございます。よろしくお願い致します。

○厚生労働省 厚生労働省の代田でございます。よろしくお願い致します。

○農林水産省 農林水産省の神崎の代理の島内と申します。よろしくお願い致します。

○経済産業省 経済産業省の上野と申します。よろしくお願い致します。

○国土交通省 国土交通省の大熊と申します。よろしくお願い致します。

○日本銀行 日本銀行調査統計局の石田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○東京都 東京都の産業統計課長の代理で出席しております本田と申します。よろしくお願い致します。

○大阪府 大阪府の南口でございます。よろしくお願い致します。

○廣松部会長 では、続いて、調査実施者の方から紹介をお願いいたします。

○井上課長 総務省統計局の経済統計課長の井上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○中島主任研究官 同じく中島でございます。よろしくお願い致します。

○植松課長補佐 植松でございます。よろしくお願い致します。

○澤木課長補佐 澤木でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○若林参事官 事務局で内閣府統計委員会担当室の若林でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○中川統計審査官 政策統括官室の中川でございます。よろしくお願い致します。

○事務局 総務省の久米と申します。よろしくお願い致します。

○事務局 山瀬と申します。よろしくお願い致します。

○廣松部会長 どうもありがとうございました。皆様、よろしくお願い申し上げます。

本日の部会は12時までを予定しておりますが、審議の進行に応じて多少延長する場合があります。あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、まず部会審議の方法につきまして、皆様の御了解を得ておきたいと思っております。御承知かと思っておりますが、統計調査の実施の根拠法である統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められており、総務省政策統括官室がその基準に則して事前に審査した結果が資料4の「審査メモ」として示されております。本日は、この審査メモに沿って審議を

行いたいと考えております。

また、本日は、総務省政策統括官室の事前審査の結果も受けまして、事務局に答申（案）も作成させております。時間が可能であれば、この審議についてお願いしたいと考えております。

それでは、初めに、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局 まず初めに、本日の配布資料ですが、議事次第にありますとおり、資料1～6まで、参考1～4までをお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

参考4については、今回、科学技術研究調査の変更に当たりまして、本年度の調査に回答した報告者の中から3か所ほど選定しまして実地調査に参りました。その結果として、変更点に関連する事項を中心に概要をまとめたものとなりますので、審議の際の御参考としていただければと思います。

続きまして、審議のスケジュールについては、参考2を御覧いただきたいと思います。

まず1回目の本日までございますが、事務局より諮問の概要等を説明、調査実施者より調査の概要、変更計画案等を説明、その上で審査メモに即した審議及び答申案について、こちらは可能であれば、御審議をお願いしたいと考えております。

また、1月12日を予備日として設けておりまして、本日、答申案までの審議がまとまらない場合に追加で開催し、答申案がまとまりましたら1月20日開催予定の統計委員会で答申をいただきたいと考えております。

なお、先ほど部会長からもありまして、審議に当たりましては統計法で示されている3つの観点、①基幹統計の作成目的に照らした必要性、十分性の観点、②統計技術的な合理性、妥当性の観点、③他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点から御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

審議に入ります前に、統計委員会への諮問の概要と第52回統計委員会において、委員の皆様から幾つか御意見をいただきましたので、これについて事務局の中川統計審査官から説明をお願いいたします。

○中川統計審査官 それでは、資料1の2ページ目を御覧になっていただければと思います。統計委員会で諮問をしました。まず調査の目的ですが、科学技術研究調査というのは、研究費と研究者の状況をとらえた調査です。企業、非営利団体・公的機関、大学等を対象に調査を実施しています。この調査は昭和28年から指定統計として行われていまして、当初は研究機関基本統計調査という名称でした。昭和35年から科学技術研究調査という名称で調査を行っています。

ちょっと飛びまして、この調査結果についてですが、科学技術基本計画という科学技術基本法に基づいてつくられた基本計画がありまして、その中に具体的な数値目標の設定、

要するに研究開発投資額を GDP 比の 4%以上にするという目標がありまして、これについて科学技術研究調査で達成状況を把握できるというような状況になっています。ちなみに平成 23 年 12 月 14 日に公表されました結果によりますと、GDP 比で 3.57%で、4%には達していないと。総額では 17 兆 1,100 億円。その前の平成 21 年は 3.64、平成 20 年は 3.84 でした。平成 20 年までは徐々に上がっていたのですが、最近では下がっているというような状況です。また、国民経済計算における GDP 比の推計に使われており、OECD に研究費、研究者数の提供を行っています。

2 番目の今回の諮問の趣旨ですが、2 パラ目に書いてありますが、第 4 期科学技術基本計画、これは科学技術基本法第 9 条第 1 項に基づいて策定されていますが、平成 23 年 8 月 19 日に閣議決定が行われました。この中で主な柱として、震災からの復興、再生の実現、グリーンイノベーションの推進、ライフイノベーションの推進という 3 つがあります。グリーンイノベーションというのは、安定的なエネルギー供給、風力発電など。ライフイノベーションというのは早期の診断法とか医療機器の開発等です。これらについてはまた詳しく調査実施者の方から説明があると思います。この科学技術基本計画に沿って今回改定するというのが主な改定の趣旨です。

11 ページ、他の統計調査でこういったものがあるかというのがここに記載されています。科学技術研究調査というのが基幹統計ですが、一般統計として民間企業の研究活動に関する調査と全国イノベーション調査という 2 つの調査があります。民間企業の研究活動に関する調査は、科学技術研究調査を母集団として、雇用状況等を調査しています。調査事項のダブリはありません。

全国イノベーション調査は不定期ですが、これについてはイノベーションの実現状況、例えばプロダクト・イノベーションです。注 3 にありますが、新製品あるいは新サービスの市場への投入がどうなっているか。そういった状況を主に調査しています。

調査事項の重複については、2 番目の※印のところで、売上高とか研究開発従業者数、研究開発費という項目が重複していますが、これは合計だけをとっています。科学技術研究調査では細かな内訳をとっています。他の調査との関係ではこういう整理になっていません。

12 ページ、日本学術会議から要望が出ていまして下線を付してありますが、1 つはフラスカチ・マニュアルに準拠した科学技術研究調査をよりの確なものにするための不断の検討を行う。フラスカチ・マニュアルについてはまた後で説明があると思います。

研究の性格別分類における応用研究の説明の表現、コンピューター・サイエンスなど新興分野の適正な位置づけなどの改善を図る。調査項目の頻繁な変更は、長期にわたるデータの比較を損なうことにも留意しなければならない。

下の方ですが、学術システムにおける重要な資源の 1 つが研究時間であることにかんがみ、学術データ収集や各種調査に際して、研究現場への負担をできるだけ少なくする工夫が望まれるというような要望が出ているということです。

参考3を御覧ください。先週行われました統計委員会における意見ということでございます。この意見に対しては、後ほど調査実施者の方から回答します。

1つは研究者の年齢構成が調査事項にない。これについては把握する必要があるのではないかという意見がありました。

フラスカチ・マニュアルに準拠することによって、厳密な国際比較が可能になるため、どのくらい準拠しているかはっきり把握しておくことが重要だ。これについて日本では、国際比較できる形になっているかという観点から確認をする必要があるというようなことでした。

「研究開発」という言葉自体も、フラスカチ・マニュアルでは「試験的開発」になっているし、「基礎研究」には、日本では「仮説や理論を形成するため」という文言があるが、フラスカチ・マニュアルにはこのような文言が入っていない。また、性格別研究費の算出方法について、フラスカチ・マニュアルは経常経費と資本支出のうち、経常経費のみで考えるとされているが、日本では資本支出も含まれている。資金源や支出先の機関分類についても、親子関係はとられているが、同一グループ内での取引が日本ではとらえられておらず、科学技術分野分類（FOS）についてもフラスカチ・マニュアルが2002年に出版された後に、OECDで合意された2007年の一覧での6大分類は、日本は一致しているが、その中の分類はかなり違っている。

○の3番目ですが、SNAの関係で内閣府と総務省が協力して、研究開発支出の資本化が厳密な意味で進むように考慮することが必要である。

一番下のところですが、フルタイム換算について、また後で説明があると思いますが、フルタイム換算については、研究費の分類等で文部科学省と総務省とできるだけ協議して調整をしていく必要がある。大学病院での研究時間は、もう少し細かく属性を見ていく必要があるという意見が出ました。

今回追加する3分野というのは震災とグリーンイノベーション、ライフイノベーションがあるわけですが、これは非常に新しい分野であり、報告者にはなじみがないものです。調査事項の語尾も「実現」「推進」となっていて、分野よりも上位の概念なのかなと思うのですが、これがどれだけ継続性をもって把握する必要があるのか分からない。

震災からの復興については、東北地方でやっている研究は全て包含できてしまう。それでは意味がないような気がするので、その辺りもよく検討していただきたい。

最後ですが、真ん中の辺り、本調査の「主に研究を行う者」というような表現があるのですが、これについてはあん分值を記載すべきでないかというような意見がありました。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

調査実施者から御説明をいただく前に、先ほどこの部会の委員、専門委員、審議協力者の方から御挨拶をいただきました。内閣府の方から一言御挨拶をいただければと思います。

○内閣府 内閣府の経済社会総合研究所国民経済計算部から参りました飯村と申します。

よろしくお願ひいたします。

○廣松部会長 よろしくお願ひいたします。

今、中川統計審査官の方から科学技術研究調査の概要に関して説明がありましたが、この調査あるいは調査結果に基づく統計は、我が国の科学技術分野の基本的な情報であり、かつ、それが国際的にも大変注目をされているものでございます。その意味で今回の計画の変更等に関しまして十分御審議をいただき、結論を得ることができればと考えております。

それでは、続きまして今回の科学技術研究調査の概要、変更計画及び前回の答申への対応について、総務省統計局統計調査部経済統計課の井上課長から説明をお願いいたします。

○井上課長 それでは、調査の概要について御説明を申し上げます。

資料1-3でお付けいただいている資料が一番分かりやすいかと思ひます。若干、後の審議事項とも重複いたしますので、変更の概要はかいつまんでお話をさせていただきたいと思ひます。

この調査の目的であります、まさに中川統計審査官の方から御説明がありましたように、科学技術に関する研究費、研究者数等の実態を把握し、科学技術振興に必要な基礎資料を得るといふこととなっております。

対象でございますが、企業等が約13,000、非営利・公的機関が約1,000、大学等が約4,000ということとなっております。

調査の具体的な種類でございますが、調査票の甲が企業等で、甲の中では資本金階層によりまして区分はされます。調査票の乙が非営利・公的機関、調査票の丙が大学等ということで、それぞれの客体に応じた形で調査票が設計されているところでございます。

基本的に企業等につきましては、過去の調査から作成いたしました名簿に基づきまして、前年度の研究実施の有無を加味した資本金階級別及び産業別の層から無作為に抽出した企業等を調査の対象とするとしておられるところであります。

なお書き以下で書いておられるように、資本金が10億以上の企業あるいは前年度の調査で研究を実施しているということが把握できた資本金1億以上10億未満の企業、産業連関表におきまして市場生産活動を行っているという整理をなされている特殊法人と独法については全数、悉皆調査という扱いにされるところでございます。

調査の実施時期でございますが、毎年5月に実施しておられます。この調査は昭和28年創設の非常に歴史の長いものでありまして、調査につきましては毎年5月にお願いするという、いわゆる恒例の調査となっております。

調査事項につきましては、こちらの①②③に掲げられた形で調査をしているものでございます。ちなみに調査の方法でございますが、この調査は公共サービス改革法に基づきまして、民間委託の対象ということにされておられます。調査方法の流れ図を御覧になっていただきますと、総務省の次の矢印に民間事業者（郵送）と、それで報告義務者ということに矢印が流れておられて、報告義務者は民間事業者を経由しない形で直接総務省の方に

御回答いただくということでサイクルが回っているところであります。

結果の公表につきましては、毎年 12 月にその値を公表することとしておりまして、今年も 12 月 14 日に御報告申し上げたところであります。

主な変更事項でございますが、右側のページを御覧になっていただきたいのですが、1 つが特定目的別研究費の変更、特定目的別というのは産業分類ではなくて個別の研究分野の中で特にこれまでの科学技術基本計画などで重点的に推進するとされた分野を特記、特出しする形で調査をしてきているところでございます。これを今回変更する必要があるのではないかとということでございます。あと研究者の専門別内訳の変更ということでございます。これも後ほど御説明を申し上げます。

性格別研究費、性格別と申しますのは、研究の性格が基礎研究か応用研究か開発研究かという区分がございますが、その説明で若干分かりにくいところがあるというお話が日本学術会議の方からもございまして、検討したものでございます。

あと最後に標本設計の変更ということで、これは前回の答申で御指摘をいただいたところもありますが、それに対応いたしまして新たに、一部の階層でございますが、従業員数規模を加味した系統抽出を行うこととしたいと考えているところでございます。

概要と変更については以上でございますが、前回平成 13 年にこの統計の変更につきまして、統計審議会でご審議いただきましたので、そのときの指摘事項につきまして対処をどのようにしてきたかということをもう少し詳しく御説明申し上げたいと思います。

資料 3 を御覧になっていただきたいと思っております。

「I. 標本設計の改良」とありまして、甲調査、要するに企業調査でございますが、これにおきます標本設計につきましては、今後の調査により、新たな調査対象産業となった産業も含め、各産業における研究実績のある企業の割合等の情報が得られることから、これらの情報を活用してより精度の高い結果が得られるよう、改良することについて検討してはどうか、また、標本設計の改良に当たっては、企業規模についても層化基準として従業員数も利用してはどうかと。また、事業所・企業統計調査によって得られます親子関係、親会社・子会社の関係についても活用することを検討してはどうかという指摘をいただいたところでございます。

これにつきましての対応状況でございますが、「1. 研究実績のある企業の割合等の活用について」ということで書かせていただいております。現状であります。もう既に先ほど申し上げましたように、資本金 10 億以上は悉皆でございます。資本金 1 億以上 10 億未満につきましては、研究実績のあるものは悉皆ということで、前回の御指摘を踏まえた形で設計を行っているところでございます。

しかしながら、1 億円未満につきましては、研究実施割合は 1.6%、その額も研究費に占める割合は 2.9%と低く、これを「研究実績あり」を資本金が大きいものと同様に悉皆とすると、標本数は一定の予算上の制限もありますので、その標本数を超えてしまうというおそれがあるということで、この部分につきましては研究実績の有無に関係なく抽出と

いう扱いにさせていただいているものでございます。これにつきましては既に対応していると私どもは考えております。

従業者数規模も層化の基準としてはどうかということでございますが、企業における研究費につきましては、層区分ごとに従業者数順に標本を配列いたしまして系統抽出をするということで、より精度を上げていけたらいいかと考えておりますので、平成13年の答申の御指摘を踏まえまして、今回の変更で従業者数についても加味した形で標本の抽出をしていきたいと考えております。

御指摘の最後にありました親会社・子会社の関係の情報を含めて検討してはどうかということでございますが、これは当時の御議論をいろいろ見ると、恐らく研究実施率が親会社の方が高いだろうと。そちらにより多くの標本を当ててはどうだろうかという御指摘の趣旨ではなかったかなと考えているところでございます。

しかしながら、今、申し上げましたように、10億円以上はそもそも悉皆で、1億から10億の間も研究実績があると答えたものについては悉皆ということになっておりまして、今回、ここで書かせていただきましたように、18年の事業所・企業統計調査の親会社・子会社の情報を基に、平成22年の私ども科学技術の統計について、毎回標本が入れ替わる資本金1億未満の抽出について分析をいたしましたところ、研究費総額に占める当該層の研究費の割合というのは2.9%と極めて小さいということで、仮にここの部分について親会社・子会社という情報を活用したといたしましても、その効果は低いのではないかとということで見送りたいと考えております。

ちなみに事業所・企業統計調査、18年の段階では親会社・子会社の関係を把握しておりましたが、それをスキルアップして今回立ち上がりました経済センサスにおきましては、当該調査事項を把握しているのは21年の基礎調査のみということでありまして。この形で参りますと、5年に1回の母集団の改定、親会社・子会社についてはそういうことがあろうかと思えます。それももし仮に親会社・子会社を入れたとしても、標本上それは劣化するおそれが高いということなので、この答申をいただいた13年の時点とはもはや環境が異なっているのではないかと私どもは考えているところでもあります。こうしたことを総合的に勘案いたしまして、親会社・子会社の活用については見送りたいと考えているところでもあります。

「Ⅱ．『研究者の専門別内訳』の区分の見直し」ということで、OECDにおける検討の動向を踏まえまして、見直しを行うようにということをお指摘いただいております。これは後ほどまた御説明申し上げる機会がございますので、そこでもう少し詳しくお話をしたいと思えます。

フルタイム換算につきましては、既に文部科学省の方で専従換算値を算出されておられまして、それをを用いた形で統計調査の公表、私どもの結果公表の際は、きちんと専従換算値として出しているところでもあります。あと、インターネット等を活用した調査につきましても導入をさせていただいているところでございます。

13年、前回の統計審議会の答申への対応事項といたしましては以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、今、調査実施者から御説明いただきました変更計画に関して、最初に申し上げましたとおり、総務省において事前審査を行った結果を資料4「審査メモ」としてまとめていただいております。この「審査メモ」に基づき、事務局の中川統計審査官から説明をお願いします。

○中川統計審査官 それでは、資料4を御覧になっていただければと思います。

事前審査をした結果、問題ないということなのですが、論点として幾つか挙げさせていただきます。

特定目的別研究費の変更については、今回追加するのは3項目ですが、ほかに追加すべき事項はないか。既存の8分野との関係をどうするのか。特定目的別の研究者数を把握して、研究者ごとの経費というのを把握する必要があるのではないか。各項目の名称は適当か。統計委員会でも委員から調査事項名が「実現」や「推進」となっているが、それは本当にいいのだろうかという意見はありました。あとは調査票の説明文、記入上の注意等で配慮すべき点はないか。

2番目、研究者の専門別内訳の変更のところですが、これについては論点としては、研究者の専門別内訳について今回追加を予定している2項目のほかに追加すべき事項はないか。各専門分野の名称は妥当か。記入上の注意等で配慮すべき点はないかという点が挙げられると思います。

2ページ、性格別研究費の定義の記述の変更ということで、これは要望に応じて変更するということなのですが、論点としては、修正によって断層が起こった場合の対応に問題はないか。調査票の説明上、記入上の注意等で配慮すべき点はないか。

標本設計の変更のところですが、これについては論点としては調査票甲の対象となる報告者の中に、独立行政法人6法人と特殊法人2法人、企業性の低い計8法人が含まれていますので、これについても問題はないかと。これについてはまた議論があると思います。

調査票甲の対象範囲として、日本標準産業分類に基づく小売業等が含まれていないわけですが、これについては問題ないか。

3番目の科学技術研究調査の指定の変更ということですが、これについては基幹統計の名称を科学技術研究統計ということにするわけですが、これについて問題はないか。

その他として、科学技術に関する国際的な標準マニュアルであるフラスカチ・マニュアルへの対応方針について妥当かどうか。

以上が挙げられると思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。これまでの事務局及び調査実施者からの説明に関しまして、何か御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議に入りたいと思います。なお、先ほど中川統計審査官から説明のありました第52回統計委員会からの御意見に対する対応に関しましては、調査実施者の方で資料

5-4「第52回統計委員会における意見への回答」としてまとめていただいておりますが、後ほど審議を予定しておりますプラスチック・マニュアルへの対応と説明が重複するものがありますので、その際にまとめて回答をお願いできればと思います。

それでは、お手元の資料4「審査メモ」に記載された論点に沿って審議を進めていきたいと思っております。限られた時間で効率的に御議論いただくため、審査メモに記載の論点について、変更事項ごとに御審議をいただければと思います。資料1-3、A3の横長のものがございますが、その右に主な変更内容ということでまとめられておりますので、それも御覧いただきながら御審議をいただければと思います。

まず調査事項の変更でございます。「審査メモ」に記載されております調査事項の変更の「(1)『特定目的別研究費』の変更」「(2)『研究者の専門別内訳』の変更」「(3)『性格別研究費』の定義の記述の変更」の論点に対する対応について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○井上課長 それでは、御報告申し上げます。

廣松部会長からお話ございましたように、資料1-3と資料5-1を両方見比べながらお話を聞いていただけたらと思います。

最初の特定目的別研究費の変更でございます。第4期の科学技術基本計画につきまして、もともと平成23年3月末に閣議決定をなされる予定でありましたが、大震災の影響によりまして、平成23年8月に閣議決定の時期が延びました。しかしながら、期間は平成23年度から5か年間の我が国の科学技術の基本的な方向性を示す計画ということで策定されたものでございます。

この中で先ほどお話ございましたように、政府が最優先で取り組むべき課題といたしまして、これまで特定目的別研究費にライフとか情報通信とかそういうものが掲げられていたのですが、今回から震災からの復興、再生の実現に関する研究開発、グリーンイノベーションの推進に関する研究開発、ライフイノベーションの推進に関する研究開発ということで、新たにこの3項目が追加されたということでございます。従来、第3期まで掲げられていた事項は今回からなくなったという扱いになっております。

今回、これを私ども科学技術研究調査でどのようにとっていかうかということで、検討した事項であります。少なくともこの計画(第4期科学技術基本計画)は平成23年度から開始、もう既に動き始めていますので、私どもの平成24年調査、来年度の調査から把握していないと間に合わない。そこは政府の重要施策であるので把握しなければならないと考えております。

特に、私どもの統計というのは官民合わせた研究費を把握できる唯一の統計調査でありますので、私どもが把握していないと、政権といたしましてもこの重点事項がどうなっているかがよく分からないということにもなってしまいます。

資料5-1の2ページ、追加する3つの主要課題と、現行の特定目的別8分野の関係をどうしようかということであります。

まず私どもとして考えましたのは、現行の8分野から例えばグリーンイノベーションないしライフイノベーションを再構成できないだろうか考えたところではありますが、この点々で書いておりますように、なかなかそれぞれぴったり当てはまる形にはなっていない。それぞれ一部が重複しているのですが、全てではないということで、現行の8分野の調査事項から、新たな3事項を再構成することは困難だろうということで、3分野はとらなければならないと考えたところでもあります。

そうすると、従来の8分野も辞めてもいいのだろうかということが次の検討課題でございました。しかしながら、8分野といいますのは基本的に科学技術基本計画に掲げられなくても我が国の科学技術研究の中で非常に大きな柱と、一般的に認知されている事項につきまして、関係府省の御意見も伺いましたところ、産業政策の企画立案に広く活用しているということで、引き続き取ってほしいという御要望がございました。

こうしたことを踏まえまして、客体から見ると若干調査事項が重複することにならざるを得ないとは考えておりますが、新たに追加する3事項と従来の8事項、これを並立する形で今後把握していければと考えているところでございます。

あとここでは研究者数の把握ということで、研究者数を把握してはどうかという審査メモの御指摘もありまして、それも1つごもっともな御指摘かなとは思いますが、現行ではこの特定目的別研究費というのは、いわゆるそういう我が国が国家として重点的に推進している分野におけるインプットの関係を的確に把握するという観点からやっているものでありまして、そういう意味で研究者の数をここで把握するというのもあり得るかもしれませんが、ただ、研究者の方々の質というのは非常に多様なものでございまして、多ければいいというわけでは必ずしもないということもありまして、むしろここでは金額、研究費をこれまで把握してきたという経緯がございまして。

また、国際機関からもそうした人数的な把握をやってほしいという御要請はないということでもありますので、この調査は結構記入者にとっては難しい調査でありまして、青色申告とか損益計算書を書き写せばいいものではなく、ある程度計算して出さなければいけないものなので、できるだけ記入者負担を軽くしたいということで、研究者数は特定目的別事項には特に把握はしてこなかったということでございます。

続けてよろしいですか。

○廣松部会長 どうぞ。

○井上課長 研究者の専門別内訳の変更について御説明を申し上げます。

平成13年の統計審議会での御議論におきまして、先ほど申し上げましたようにOECDにおける検討の状況を踏まえて見直しを行う必要があるということでありまして、また日本学術会議からも学術統計の整備と活用に向けてということで、新興分野の適正な位置づけと改善を図るべきであるというお話を頂戴したところでございます。

OECDにおきましては、国際比較性の把握を図るということで、私どもの現在の調査事項と比較すると、2007年の分類と齟齬が出てきているところがあります。しかしながら、後

ほど統計委員会の御意見のときにもお話を申し上げたいと思っておりますが、今回、私どもとしてその整合性をとることが可能だろうと思っている部分は、「コンピュータ科学」と「心理学」でございます。これにつきましては、新たに分類上追加していければと考えているところであります。

ちなみに検討した内容のところでございますが、フラスカチ・マニュアル、いわゆる OECD が策定している各国の統計の整合を図るスタンダード、努力義務を課しているものがありますが、できればそれに準拠するというところでございますので、そこでは「コンピュータ科学」というのは計算理論や数学などとの関係があるということで「理学」に分類をされているところであります。

この呼称につきましては、「コンピュータ科学」とそのまま書くこともあり得るかと思いましたが、工学系の電算機関係の研究と誤認される可能性もあるということで、あえて「情報科学」という名称を今回追加していければと考えているところであります。

「心理学」につきましても把握していきたいと考えております。ただ、置き場所につきましては、我が国の国公立大学でどこら辺に心理学が多く置かれているのだろうかということを見てまいりますと、人文科学、社会科学のほか、教育学と非常に多くの学部において設置されておられまして、それを特定の学部、例えば人文科学と定義してしまうとそれ以外入らないと誤解を与えるのは適当ではないのではないかと考えまして、その他の部門という分類で皆様に御記入いただいております。どうかと考えているところであります。

性格別研究費の部分でございます。日本学術会議の方から性格別研究費の「応用研究」の説明文については、フラスカチ・マニュアルの趣旨と若干異なる部分があるのでないかという御指摘をいただいたところであります。もともとフラスカチ・マニュアルでは「応用研究」も独創的な研究であるということは言っていますが、それを書き出すと定義の上で混乱するので、そういうものは書いていないのですが、その一方で基礎研究の研究成果を活用してというような文言を書いて、あくまで基礎研究があつての応用研究という、一定の範囲を狭めるような記述になっているのではないかと御指摘をいただいたところでございます。

この部分につきましては、平成 13 年の統計審議会でも御議論してつくってきたところではありますが、日本学術会議は、まさに我が国の科学者の代表機関として法律に位置づけられた機関でございます。この調査におきまして、いわゆる科学者の代表機関からの御要請があつたということは、それはそれで重く受け止めなければならないのではないかと考えたところであります。

この中身につきましては、私どももこれを本当に変えて大丈夫なのだろうかということをお客体の方にもヒアリングに参りまして、そのような変更を加えても大きな変動には至らないのではないかと御話は客体さんからもいただいております。

また、過去、この研究費の記述につきましては昭和 53 年のときに大きく変えているのですが、そのときもさほど大きな変化はなかったということで、実際、調査をやってみない

と段差ができるかどうかは分からないところはあるのですが、今回の割とリーズナブルな修正の範囲であれば、それほど大きい統計的な段差は生じないのではないかと考えているところであります。

少し細かい話ではありますが、これはフラスカチ・マニュアルに若干研究関係従業者の把握の上で齟齬があるのではないかというお話がございまして、私どもの科学技術研究調査では「研究事務その他の関係者」というのも取っているのですが、これは研究に関する庶務とか経理とかそういう人が入るのですが、警備とか清掃とかそういう人たちも入りますので、警備とか清掃の方々もあくまで研究に関するという前提がかかる人数とか人件費に含まれてくる。研究者ではないのですが、「研究事務その他の関係者」に入っています。しかしながら、フラスカチ・マニュアルの方では警備や清掃等のこういう間接サービスを行う人は「人員」データから削除すべきである。また、こういう人たちのコストは人件費ではなくほかの経常コストに含めるべきという御指摘もあるところでありまして、国際比較性を向上させるという観点から、この記述につきましては変更していただけたらと考えているところがございます。

簡単ではございますが、以上であります。

○廣松部会長 ありがとうございます。

説明に時間をとってしまったのですが、審議に入りたいと思います。その前に、本日御欠席の鷺谷専門委員に関しましては、事前に事務局及び調査実施者から説明を行っております。その際に、鷺谷専門委員から出された御意見について、まず事務局より説明をお願いしたいと思います。その上で御出席の委員、専門委員の方の御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○中川統計審査官 それでは、今回の部会資料を鷺谷専門委員に説明をいたしました。鷺谷専門委員からは調査事項の変更内容、特定目的別研究費、研究者の専門別内訳、性格別研究費については妥当であると考えますという御意見でした。

記入要領についても、細かく研究の例示がされているので特段追加の意見はありませんということで、鷺谷専門委員としては御異存ありませんという御意見でした。

もう一つ、参考4を御覧になっていただければと思います。簡単に説明しますと、今回初めてですが、政策統括室で実地調査に行きました。A企業というのは大企業で、その他に法人と大学の研究所、この3つについて、今回の変更についてのヒアリングを行いました。右から3番目のところを御覧になっていただければと思いますが、基礎研究、応用研究、開発研究のところですが、A企業については目的を持って研究を実施しているため、基礎研究に占める費用は定義に照らし、個別に判断している。

B法人ですが、ここは幅広く研究を行っているため、基礎研究、応用研究、開発研究の区分で管理していない。新領域をつくる研究を基礎研究として整理し、応用研究、開発研究については小さくくりで判断し、回答している。

C大学ですが、ここは内部で同様の区分を行っているため、回答は容易であると。

その次の特定目的別研究費の回答のところですが、A企業については、約400本の研究を実施しているが、これを大きく10種類のテーマで区分しているため、このテーマごとに調査の定義に併せて回答している。

B法人については、予算の勘定科目から判断し、別途、算出をしている。

C大学は部門別の資金出資一覧から該当する金額を転記して、必要に応じて切り分けるようにする。

最後ですが、3分野に対する研究費の回答可能性ですが、A企業については、例示される研究内容から個別に判断をしたい。

B法人については、予算要求上の科目として設定されれば回答は容易である。

C大学については、広くとらえるか特定の研究に特化するかについて明確になっていれば、定義に合わせた回答は可能であるというような御意見でした。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、皆様方からの御意見を伺いたいと思います。先ほど申しましたとおり「審査メモ」の順番に参りたいと思います。

「1 調査事項の変更」の「(1)『特定目的別研究費』の変更」でございます。

この具体的なイメージは時間の都合で触れられませんでした。資料2-5に調査票の変更案がございます。大きく4種類あるわけですが、この特定目的別研究費の変更に関わりますのは、資料2-5の調査票甲(企業等A)のうち6~7ページにかけてのところでございます。

6ページのところで今度の基本計画の中に「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」という3つが加わりました。7ページの上のところは従来の特定目的別研究費の内訳になっています。この点につきまして御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

長岡専門委員、どうぞ。

○長岡専門委員 確認なのですが、新しく加わる3つと既存の8つとの関係なのですが、これは mutually exclusive に書くのか、それとも両方書くのか。今の資料5の別添2を見ますと、「上記以外の8分野」と書いてあるので、exclusive に書くようにも解釈できるのですが、どちらもあり得ると思うのですが、ただ、長期的にライフサイエンスとか今の8分野というのは恐らくかなり重要な分野でして、mutually exclusive に書いてしまいますとつながらなくなってしまう可能性があるのではないかなということで、先ほどの御説明でかぶっている部分があるということだったので、そういう意味では、例えばライフサイエンス分野の中で震災に役に立つものがあれば震災に役に立つものをそちらに入れるということで、両方書いた方がいいような感じがします。mutually exclusive にするかどうかというところを明確に議論して決めた方がいいのではないかなと思いました。

○廣松部会長 今回の点に関して調査実施者のお考えはいかがでしょうか。

○井上課長 すみません、それは私どもの例示の仕方が悪うございまして、まさに御指摘のとおりでありまして、重複しても構わないと思っております。仮に除いてしまうと時系列が全く保てなくなってしまって、それはそれで非常にまずいだろうと思っております。調査実施者としては重複を覚悟の上で取っていかざるを得ないのではないかと思っております。

○長岡専門委員 そうすると、「上記以外の8分野」と書くと、mutually exclusiveのように解釈される可能性があるのではないかなという。むしろかぶっているということを書いた方がいいですね。

○廣松部会長 そうですね。そこは誤解がないようにしていただければと思います。ほかに御意見はございますか。

では、北村委員、その後、家専門委員の方からお願いいたします。

○北村委員 専門的なお話ではないのですが、この統計、過去に長い歴史があるということなのですが、新しい調査項目といいますか研究費をどれぐらいの頻度で加えられてきているのか。要するに、今ある8分野というのもどこかの時点で入ってきたのだと思うのですが、どれぐらい連続性があってどれぐらいの頻度で変わっているのかということをお教えいただきたい。

○廣松部会長 どうぞ。

○井上課長 細かい話は澤木の方から御報告申し上げますが、最初の科学技術基本計画をつくったときはこういう重点分野はなかったのです。第2期の科学技術基本計画のときに重点分野が定められまして、そのときに入って参りました。第3期のときは第2期の重点事項を継続いたしましたので、そこは変わっておりません。今回、第4期に至りまして抜本的に重点分野が変わったので今回の変更内容の諮問をさせていただいたということでございます。この計画は法定事項ではありませんが、實際上5年に1回、基本計画の方は事実上5年周期としてずっと回ってきているものでございます。

○廣松部会長 では、詳細については、今は調べていただいておりますので、家専門委員の方からよろしく申し上げます。

○家専門委員 先ほどの質問と関係するのですが、調査票甲の6ページの今の3分野のところですか。各分野の内容については調査票記入上の注意を御参照くださいというのですが、本日の資料に見つからなかったのですが、調査票記入上の注意というのはどこかにあるのでしょうか。結局ここが大事だと思うのです。

○廣松部会長 資料5の別紙2に調査票の記入上の注意のうち、特定目的別研究費の内容例示(案)があります。また、資料5の別紙1に科学技術基本計画が配布されています。

○植上課長補佐 資料5の通しページで17ページ。

○廣松部会長 通し番号で、17ページのところに記入上の注意の内容例示(案)がございます。18~20ページにかけて、今回新たに追加する3つ分野に関するものがあります。20

ページの「上記以外の」というところが先ほど長岡専門委員の方から御指摘があった点で
ございます。

○家専門委員 分かりました。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。追加説明をお願いいたします。

○澤木課長補佐 先ほど北村委員からいただきました特定目的別分野の変遷状況というところを遅くなりましたけれども、回答させていただきます。

この調査項目そのものは昭和 45 年から設置されておるところでございまして、今までで
トータル 10 回変わっているところでございます。直近で申し上げますと、現行の 8 分野に
つきましては平成 14 年からということで、それ以前は 11～13 年までの間で 1 回変えてお
ります。こちらは当時、ライフサイエンス研究調査とエネルギー研究調査という承認統計、
今で言う一般統計調査でございますけれども、そちらが平成 10 年までやっていたというこ
とで、11 年のときに廃止になったことに伴ってライフサイエンスとエネルギーというもの
が加わっております。

当時は分野としましては全部で 6 分野というような形で、科学技術基本計画そのものでは
なくて、むしろ各府省の重点施策に応じたような形で設定してきたところでございます。
11 年のときにあった項目を申し上げますと、宇宙開発、海洋開発、情報処理、環境の保護、
ライフサイエンス、エネルギー。エネルギーの中に内訳がございまして、うち原子力とい
うような形でのトータル 6 分野、内数を入れますと 7 分野ということで設定してきたとこ
ろでございます。それ以前になりますと、昭和 52 年から平成 10 年までは、宇宙開発、海
洋開発、情報処理、環境の保護という形で当時は 4 分野あったというところでは
す。

それ以前、更に 2 回ほど変遷がありますけれども、読み上げますと、昭和 51 年のときに、
今、申しあげました 4 分野に原子力というものがありません。52 年から先ほどのエネルギ
ー研究調査も実施したことで原子力というものは削除されておりますけれども、そういっ
た 4 分野は原子力というものは 51 年のときに加わっております。それ以前の 50 年にな
りますと、昭和 45 年まで一緒なのですが、原子力開発、宇宙開発、海洋開発、情報処理、
公害防除というトータル 5 分野がございました。

以上でございます。

○廣松部会長 どうぞ。

○北村委員 ありがとうございます。科学技術基本計画がある程度大きなトピックで重
点領域を出してきたら、それに対応して変更してこられたということによろしいのでし
ょうか。

○澤木課長補佐 おっしゃるとおりでございます。平成 14 年のときの改訂のときは、ち
ょうど第 2 期科学技術基本計画が平成 13 年度からの 5 か年計画で策定された時期だったと記
憶しております。調査項目としましては、今回と同じように前年度調査になっております
ので、平成 14 年からの改訂ということで、14 年のときに科学技術基本計画にのった
形で重点分野を調査するというシステムに変わりました。

○北村委員 では、この項目の話というのは、継続性というよりそのときどきの目的にどれぐらい対応して研究開発費が出ているかということ把握するというのが主な目的で、長期的、時系列的に固定的なものをずっと見るというわけではないということですか。ある程度時系列的なデータが必要かと思えますけれども、それよりはそのときどきの科学技術基本計画に従ってどれぐらい支出が出ているかという話を把握するというのが目的という感じなのでしょうか。

○井上課長 北村委員の御指摘のとおり、まずそこが第一目標だろうと思っております。この調査がないと、例えば中川統計審査官から御説明がありましたように、政府が研究費の官民合わせた GDP 比を出せませんので、政策目標の達成度合いを計測できません。そういうことから、科学技術行政においても非常に重視されているものでありまして、こちらにもそれに応えていく義務があると考えています。

ただ、今回 8 分野がなくなったので、ではこれはもう終わりというのも若干乱暴な御議論かと思っております、8 分野も科学技術基本計画からは消えたのですが、関係府省からは、個別の研究分野として極めて重要な事項であって、それは継続して取ってほしいという御要望がありますので、継続していけたらと考えております。

○北村委員 多分それで正しいと思えますのですけれども、例えば震災からの復興というものには 5 年後にはなくなっていることを期待したいのですが、そういうことでどんどん変わっていくとか、それでも継続性があるからとしていくとどんどん積み重なって古いものが残るといふことにはならないのでしょうか。

○井上課長 まさにおっしゃるとおりでありまして、そこは 5 年後にもしこれを主に使っている関係府省におきましても必要ないということになれば、そこは整理をさせていただくべきではないかと。またそこはこういう場で皆様に御議論いただければと思っております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

では、西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 事前に御説明いただいたときにも質問した点なのですが、確認という意味でもう一度質問させていただきます。

先ほど長岡専門委員も問題になさったところなのですが、新しく入った 3 分野と従来からある 8 分野で、8 分野の方はどちらかというと研究対象というイメージで区分がされているのに対して、新しい 3 分野というのは研究目的というか何のためにこれは使うのかというような視点でなされている分野、分類ではないかと思えます。

そういたしますと、対象分野の場合には割合区切りがしやすい、どこからどこまでがこの範囲に入ってここから先は入らないというような統計的な整理というのでしょうか、比較的是っきりしていると思うわけですが、何のために使うのか、目的の方でそれを区分けするとすると、かなりこれは入るのか、入らないのかというような統計的な区切りというのが難しい面も出てくるのではないかと思えます。

心配をしているのは、ある調査客体はそれを3分野のどこかに入れて計上したのに、別の調査客体では同じような条件を備えているにもかかわらずそれを排除して金額に入れなかった、そういう統計的な区分けというのがきちんとされないままで調査が行われると、結局何の数字を出しているのか分からないということになると思うので、いただいた資料5の別紙2の18ページのところから、今回の3分野に関して非常に詳しい御説明、上位概念の説明があって、それに対応する例示というのでかなり細かく書いてはあるわけなのですが、もうこれで統計的な定義として十分だと理解してよろしいでしょうかというのが質問の内容です。

○井上課長 まさに西郷委員のおっしゃっているところは私ども非常に頭を悩ましたところでありまして、今回、新たに民主党の政権下におきまして、科学技術分野においてもこの特徴を明確に打ち出してこられた部分だろうと私どもも受け止めているところでありまして。ここに書いている記述はそういう経緯も含めまして、私どもとしてつくっている文章ではございません。第4期の科学技術基本計画に掲げられた文言をそのまま引用して構成しておりまして、内閣府の方にもほかの書き方がないのかということも照会したのですが、もうこれ以上書きようがないと、なかなかそこは義務的にこの定義を左右するのか非常に難しい部分ではございます。

まさに西郷委員おっしゃるように若干ぶれがある可能性もあるのですが、震災についても大きく中段で被災地の産業の復興、再生ですとか、社会インフラの復興再生、被災地における安全、生活の実現と非常に幅の広いもの、みんなこのサブタイトルに関する研究開発と付くのですが、非常に幅の広い定義の仕方をされているものがございますので、震災からの復興、再生、グリーン、ライフは、割と厳密というよりは非常に幅の広い中で皆さんに書いていただくしかないのかなと考えているところであります。

これまでも、従来からの定義も実はそれほど厳密に書いているものではなくて、割とそういう意味ではファジーな部分もありまして、それは客体がこれまでこの分野に対する研究事項としてなじみが深いということから一定の調査の安定性が保たれてきたところもあるのではないかと考えております。

若干それを補足するという意味で、今回の3事項は非常になじみの薄いものなので、ばくっと書いたものにこの例示、例示は全部第4期科学技術基本計画で書かれているものを悉皆で洗い出しておりますので、こういうものに該当するものは全部挙げてくださいますようお願いをしていかざるを得なと思っていますところでございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

それでは、まず「審査メモ」の1の「(1)『特定目的別研究費』の変更」のうち、今までの御議論でもこの3項目を追加するということは政策上必要条件ということでございますのでお認めいただくとして、①～④まで論点が挙がっております。3項目のほかに追加すべき事項はないか。そして、他の8分野に削除等行うべき事項はないか。これらの点に関しては特に御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今までの御意見の中で論点の④とも関わりますが、記入上の注意等で配慮すべき点はないかという点については、今、御指摘がありました。既存の8分野に関しては削除という御意見はございませんでしたので、①はそのままにしたいと思います。

②は性質が違うのですが、特定目的別の研究者数を把握する必要がないかということをございます。これに関しましては、勿論、取ればそれはそれにこしたことはないと思いますが、1つの調査に何もかも詰め込みますと、今でもかなり記入者負担が大きい調査に更に負荷をかけるということになりかねないというのが調査実施者の考えであり、今回はこれは採用しないということをございます。この点、お認めいただけますでしょうか。

では、お認めいただいたことにいたしまして、③各項目の名称は適切かということをございます。名称も3項目に関しては科学技術基本計画で決まっていることすし、8分野に関しては過去との継続性という観点からも、今、新たに変わるとやはり問題が起こると思いますので、調査実施者の案としては、新たな3分野は基本計画の言葉、項目名をそのまま使う、8分野は継続ということをございます。よろしいでしょうか。

では、続きまして、④調査票の説明文や記入上の注意等で配慮すべき点がないか。この点につきましては、先ほど長岡専門委員の方から別紙の20ページのところで「上記以外の」という言葉が気になるという御意見がございましたので、そこは調査実施者の方で御検討いただくということにしたいと思います。

ほかにこの特定目的別研究費の変更に関しまして御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、次に移らせていただきます。

「(2)『研究者の専門別内訳』の変更」をございます。

これは具体的には研究者の専門別内訳に「情報科学」「心理学」を追加するというものをございます。これに関しましては、調査票の変更(案)でまいりますと、先ほど申しました資料2-5の4面のところに【7】研究者の専門別内訳を記入してくださいというところで、【7】に「情報科学」が追加される、「心理学」はどこでしょうか。

○澤木課長補佐 申し訳ございません。「心理学」につきましては、多分御覧になっていただくとしたら、後ろの方になるのですが、同じ資料の23ページの大学等。26、27ページが適切かと思ひます。

○廣松部会長 失礼しました。企業の場合、「心理学」の分野というのはそれほど多くないだろうということから、4ページにあります先ほど企業等Aの調査票の人文・社会科学部門のところにくくられています。これに関しましてはいかがでしょうか。さらにフラスカチ・マニュアルに沿うということと同時に、「コンピュータ科学」という言葉に関しましては、ここでは「情報科学」という言葉を使うということをございます。この点に関しましてはいかがでしょうか。

家専門委員には、日本学術会議の提言の中でこの点に関して触れていただいたわけすが、そのお立場からいかがをございまいしょうか。

○家専門委員 学問の新しい分野を取り入れていただきまして、私どもとしては大変ありがたく思っています。

○廣松部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○長岡専門委員 私、全く反対はないのですが、今、コンピュータ分野というのは非常に幅広く広がっていて、エンジニアリングの分野でも非常に幅広く OS の開発とかいろいろそういったところは、多分電気通信に入っていると思うのです。例えばコンピュータ分野でどのくらいの人働いているかを見るのに、片方は情報科学があって、片方は中に入ってしまったというの、実はせっかくコンピューター・サイエンスを入れたにもかかわらず全体像が分からないという、つまり、ソフトウェア分野でどの程度の研究をされているかということが分からないという問題はあると思います。

ただ、別途、電気通信の中にまたコンピュータエンジニアリングを入れた方がいいと言っているわけではないのですけれども、フラスカチ・マニュアル自体がややアウトブレイクをしているのではないかという感じもあって、フラスカチ・マニュアルどおりにやっていけばいいというものでも必ずしもないものもあって、本当はやはりソフトウェア、非常に今重要になっている IT 関係の人材、研究専門分野がどの程度重要になっているかというのは総合的に把握できるようになればそれが一番いいとは思っております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の御意見は、今回の変更直接反映させるというよりも、今後の考え方として、電子通信という工学の分野の電気通信のところの細分化を考える。そのような考え方を今後の検討課題として提起していただいたとしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。そういたしますと、「審査メモ」の論点として、①は今回追加を予定している 2 項目のほかに追加すべき事項はないか。また、既存の専門別内訳について削除等を行うべき事項はないかということでございますが、今、長岡専門委員の方から 1 つの御意見をいただきました。

②各専門分野の名称は妥当かということでございますが、この辺も議論をし出すと大変な議論になろうかと思いますが、これもある程度統計の 1 つの大きな宿命ではございますが、名前を変えたときに過去との継続性がどこまで保障されるかという問題があり、どちらかというとな保守的な考え方に傾きがちでございますが、少なくとも今、専門別内訳に関して大きく変えるべきであるという御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、③記入上の注意等で配慮すべき点はないかという点でございますが、この点はいかがでしょうか。この点につきましては今までもこの形式でやっておりましたので、記入に際してあまり誤解はないだろうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

具体的には記入上の注意といえますのは、また前後しますが、資料 5 の別紙 4、25 ペー

ジのところでございます。特に御意見はございませんでしょうか。

それでは、「(2)『研究者の専門別内訳』の変更」に関しましては、先ほどの長岡専門委員の方の御意見に関しては、議事録にとどめた上で今後の検討課題あるいは考えるべき方向をお示しいただいたということにしまして、それ以外の点に関しては承認いただいたということにしたいと思っております。

では続きまして、2ページ「(3)『性格別研究費』の定義の記述の変更」でございます。

これに関しましては、調査票の方に戻っていただいた方がよろしいかと思っておりますが、資料2-5の5ページのところに枠が書いておりますが、今回、こういう形の簡略化をするという案でございます。

これに関しましてはいかがでしょうか。具体的にはこれまでは応用研究のところ「基礎研究によって発見された知識を利用して」という修飾が付いていたのですが、その部分を削除するというところでございます。いかがでしょうか。

これに関しまして、家専門委員の方から学術会議の方の御提言の中でこの点に関して問題提起をいただいているのですが、いかがでしょうか。

○家専門委員 学術会議でもここはいろいろ議論があったところで、このような形でそこでの問題点は、応用研究というのは基礎研究からリニアモデル、そういうものに限定される可能性がないかということで、むしろ応用研究の方からいろんな創造性が発揮されるケースもある。その辺、実際には答える側がどういうふうを受け取るかということで、実態としては例えば大学で言えば事務局がその回答をつくっているということで、それほど文言によって統計の結果が左右されることはないのかなということでは理解しました。

○廣松部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、この点に関しまして御了承いただきたいと思っております。

では、続きまして「2 標本設計の変更」でございます。これは既に先ほど御説明いただいたわけですが、現状の標本設計と変更案の違いに関しましては、これは何を見ればいいですか。資料が多すぎてまぎれてしまいました。

○井上課長 例えば資料5-2辺りでいかがでしょうか。長々と御説明したので、もう一点だけ先ほどの御説明追加をしてお話をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○廣松部会長 どうぞ。

○井上課長 もうお時間が押しておりますので簡潔に申し上げます。

資料5-2の7ページ、別紙1を御覧いただきたいと思っております。先ほどの標本設計の変更は全て平成13年の統計審議会等への対応ということで御説明しましたが、この別紙1はそこで問題提起をいただいたものではありませんが、今回整理をしてはどうだろうかということで出したものでございます。

これは経緯のところを書いてありますが、要するに大企業が対象になっている調査票甲

(企業等 A) に含まれる特殊法人、独立行政法人がございます。これは平成 13 年のときに対象見直しをいたしまして、営利的な活動をやっている特殊法人、独法につきましては、調査票甲に分類するという整理がなされたところでございます。営利的というのは産業連関表の区分におきましてそういう区分になっておるといふことであります。

しかしながら、平成 13 年以降に新たに設立された独立行政法人はたくさんありますが、それは實際上、全部調査票乙に分類されておりまして、現在、調査票甲に分類されているのは、その後、独法が再編整理されて 8 法人に縮小しているところであります。

その後、新しくつくられた独立行政法人で調査票乙に分類されているものは、實際上、営利活動を行っているものが非常にたくさんありまして、設立の経緯からして調査票甲に整理されている営利的な活動を行っていると言われていた 8 法人についても、調査票甲のまま入れておく必然性がもはや非常に薄まっているのではないかと考えているところであります。

そうした調査票甲になっている独立行政法人等の研究費総額に占める割合につきましても 0.19%、研究関係従業者数につきましても 0.08% と、仮に調査票甲から乙に対象を移したとしても、その結果は極めて軽微ではないかと考えております。したがって、現在、調査票甲に入っております 8 つの独法等につきまして、これをいわゆる非営利団体・公的機関を対象とする調査票乙の対象というふうにさせていただいたらどうだろうかというものであります。現在、8 法人でどういうものがあるのかというのは後ろの方に付けているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

標本設計の変更に関しまして、大きくは従業者規模別を加味した標本抽出を行うという点、2 点目は、今ございました、従来、調査票甲（企業等）に含まれていた独立行政法人と特殊法人の 8 つを乙の方に移したいというものでございます。特に従業者規模を加味した標本抽出を行うことに関しては、前回の諮問、平成 13 年に行われた諮問ですが、そこで指摘された検討課題に対する回答という形での変更ということでありました。

まずこの従業者規模を加味した標本抽出を行うということに関して、専門のお立場から西郷委員の方から何か御意見ございますか。

○西郷委員 特にございません。効果が期待できる変更だと思いますので、それでよろしいかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、標本設計に関しては、従業者規模別を加味した標本抽出を行うように今後変更するという事でお認めいただいたということにしたいと思います。

では、続きまして、論点の 2、今、調査実施者の方から説明がありました、独法、特殊法人を合わせて 8 法人を調査票甲から乙の方へ移すという案に関しましてはいかがでしょうか。委員限りということになっておりますが、それぞれ 6 つの独立行政法人、2 つの特

殊法人の個別名が挙がっておりますが、恐らくこれらに対して調査票甲、企業を対象にしたもので調査するよりも乙で調査した方がいいであろうということでございます。これもよろしいでしょうか。

では、これもお認めいただいたということにしたいと思います。

○井上課長 すみません。論点に掲げられております②の部分の説明が抜けておりましたので、30秒ほど話させていただければと思います。

○廣松部会長 お願いします。

○井上課長 続きまして、独法等の次のページ、別紙3のところを御覧になっていただきたいのですが、この調査の対象外となっている産業について、現行の調査対象が適切かどうかということでございます。

今回、対象外となっておりますのはこちらに掲げられております分類の産業が現在対象外ということになっております。これらにつきまして、小売、物品賃貸業、生活関連サービス、娯楽業等の産業については、いわゆる経産省の企業活動基本調査でございますとか産業連関表の結果から研究実施の割合が低いということが判明しているところでございます。数値につきましては、別紙3の中ほどに矢印で書いてあるとおりでございます。

医療、福祉につきましては、ほとんどが会社以外の法人でありまして、調査票甲の対象にはなっておりません。そうした研究実施割合が高い大学医学部でございますとか、医学部の附属病院でございますとか、国公立の医療機関につきましては調査票丙あるいは乙の方で捕捉をされているということが実態でございます。こうしたことから、現行の調査対象範囲は妥当ではないかとは私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。論点には、具体的には小売業のみが挙がっておりますが、それ以外の産業に関しましても企業活動基本調査、産業連関表をチェックしていただいた上で、今回これを含める必要はないという判断でございますが、この点に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○長岡専門委員 私はこれでいいと思いますけれども、論文を見ますと論文のサーベイをしたことがございますが、医療分野では大学の病院ではなくて民間の病院とか、個人経営といいますか、医者としてプラクティショナーとして出してらっしゃるのも結構いらっしゃるという実態もあります。

あとは研究開発といいますか、発明という分野で見ますと、勿論、今回のサーベイでほとんど全部カバーしているとは思いますが、小売等の分野でも知的財産権といいますか、特許権を出しているような企業も出てきているといいますか、先ほどのITの利用等も進んでおりますので、そういう意味で、調査すべき標本をどういうふう把握していくか。事業所だけではなくて人も重要だと思いますけれども、そういう方法論をどうしたらいいかという検討というのは非常に重要ではないかなと思っております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。医療分野は、11 ページでいきますと大分類として医療、福祉に属すると思います。ただし、今の御意見は今回の変更には直接反映させるというわけではなくて、今後、医療分野等の研究に関しても注視していただく。ただ、具体的にどういう形で調査をし表章するか、今、御指摘があった論文数等の指標は1つの重要なものだと思いますが、それらと、今の科学技術研究調査の研究費とか人数という項目とどういうふうによく結び付けられるかについては、少し検討していただく必要があろうと思いますので、今、御指摘があったということで議事録にとどめておきたいと思います。

この標本設計の変更に関しまして、ほかに何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、この点に関しても、お認めいただいたということにしたいと思います。

「3 科学技術研究調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」でございます。

これはある意味ではテクニカルな議論かもしれませんが、現在の統計法の下では統計調査とその結果としての統計とを分けるということになっております。現在は科学技術研究調査という名前で基幹統計に指定されているわけですが、それを科学技術研究統計という名称に変更して、基幹統計としての位置づけは変わりませんが、名称をこのように変更するというところでございます。この点に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この名称の変更に関してもお認めいただいたということにしたいと思います。

さて、「審査メモ」でいきますと4番目、その他でございます。これは、フラスカチ・マニュアルに対する対応方針についてです。既に中川統計審査官の方からも紹介がございましたとおり、参考3でございますが、第52回統計委員会においても幾つか意見が出されました。したがって、それらの点に関して、やはり部会としても十分審議をした、考慮をしたということで本委員会の方に報告をする必要がございます。その意味で、その他として付けていただきました。では、この点に関して、まず調査実施者の方から御説明をいただければと思います。

○澤木課長補佐 本件につきましては、私の方から御説明させていただきたいと思います。

資料につきましては5-3となります。あと資料5-4として、「第52回統計委員会における意見への回答」ということで、こちらにつきましては、フラスカチ・マニュアルの御説明の中で織り交ぜながら御回答させていただきたいと思います。

それでは、御説明させていただきます。まず資料5-3の1ページ目になりますが、「科学技術研究調査に係るフラスカチ・マニュアルへの準拠方針について」というところでございます。

フラスカチ・マニュアルにつきましては、繰り返すようでございますけれども、OECDがR&D統計データの適切な国際比較のためのマニュアルとしてまとめたものというところでございます。一応、このマニュアルについては基本的に加盟国は従うことを求められているところですが、どちらかというと努力義務というような位置づけかと理解してい

るところでございます。

科学技術研究調査における取扱いでございますが、研究者、研究費等の定義、あと分類方法、対象の範囲など、原則としてフラスカチ・マニュアルに準ずるとされているところがございます。ただ、ほかの OECD 加盟国でもフラスカチ・マニュアルの準拠状況は様々なところがございますし、また今まで御議論いただいた中でもありましたけれども、我が国の制度や記入者負担の軽減、あとこれまでの結果との継続性を考慮して、調査項目によっては準拠していない場合がございます。おおむね対応については妥当と考えているところでございます。

実際の対応状況につきましては、別紙 1、別紙 2 で御説明させていただきますが、まず各国における状況としまして別紙 1 の方を御覧になっていただきたいと思います。こちらは全て列記をすることは難しいというところがございますので、主なものとして研究費等で今回の改訂の対象になっております専門別内訳の分類、フラスカチ・マニュアル上では科学技術分野という呼称で呼ばれているところがございますが、これについて若干御説明させていただきます。

フラスカチ・マニュアルでは、研究費について、内訳としまして人件費などの経常支出と土地・建物や研究のための計器、装置類の資本的支出という区分で取ることを進めております。また、資本的支出については、基本的に年間総支出であるということ。あと付加価値税、日本に直しますと消費税が該当するかと思いますけれども、こちらについては除外ということで取ることを勧めております。

性格別研究費につきましては、こちらの基礎、応用、開発研究という区分でございますけれども、研究費につきまして経常支出のみ、つまり、土地・建物、研究機械等の費用については除外をして計上すべきというところを勧めております。

あと製品・サービス分野別研究費という初出になるのですが、こちらは企業等 A で私も調査をしているところがございますけれども、各企業はどの分野、製品に対して研究費を投入したかというところを調査するものでございますが、そういった製品・サービス分野別研究費につきましては、性格別研究費と同様に経常支出のみということで資本的支出を除いた費用で計上することになっております。

あと社会経済目的別というのがございますが、こちらは近いところで申し上げますと、特定目的別研究費のそれぞれの分野が比較的近いのかなと考えられますけれども、それについては政府、民間非営利で推奨しているということで、企業、大学では取るのが難しいというところで整理されているところがございます。

アメリカの状況でございますけれども、研究費については、2007 年までは減価償却 1 本で収集をしていたところがございます。最新の状況を申し上げますと、2010 年の調査票では減価償却と支出額両方で収集をしております。

あとカナダにつきましては、費目別が一部ないとか、イギリスについてはほぼ対応は取れているのですが、途中から対応している。フランスについても性格別については経常支

出の研究費ではなくて総額ベースという形になっているかと思います。

日本の場合なのですけれども、研究費全体につきまして消費税が含まれているというところが違う点でございます。こちらは主な理由としましては、小規模企業の現行税込会計が基本的に原則であるという実情を踏まえまして、記入者負担の観点から消費税込で調査をしているというところがございます。

あと、性格別、製品・サービス分野別につきましては、資本的支出、土地・建物、装置類といったものが含まれているところでございます。こちらにつきましても研究費総額のうち、それぞれ性格別ないしは分野別にどれぐらい研究費が投入されているかというところを見る上では、資本的支出は含めるのが妥当というところがございます。

特に製品・サービス分野別については、分野ごとにそれら資本的支出を分離して計上するといったところはかなりの記入者負担というところから、こちらについては対応していないという状況でございます。

社会経済目的については、一言書いてありますけれども、後ほど個々で見ていきたいと思っておりますので、割愛させていただきます。科学技術分野につきましては、先ほど来御説明させていただいておりますけれども、一応 2007 年ということを中心に、こちらは 6 つの主要分野と書いてありますが、改訂されているものは更に細かい分類になってはいるのですが、それぞれ勧められているところではございます。

各国の状況を見ていきますと、そもそもの 6 分野のところ自然科学のみでありますとか、両方取っているけれども、それらが分離できないというような状況はあるかと思えます。

日本につきましては、一応 6 分野はそれぞれ設けているところではございますけれども、先ほど研究、専門別内訳のところの表でもございましたとおり、現状に即して対応しているというところがございます。

それでは、具体的に日本はどこがどう対応していないのかというところを別紙 2 の横表になりますが、そちらの方で御説明させていただきたいと思っております。時間的な都合がございましたので、対応できていないと言われている、準拠状況のところには○×△というような形で記載してあるのですが、このうち準拠している○につきまして説明は割愛させていただきたいと思っております。

こちらの対応状況表なのですが、最初の 4 ページが、いわゆる部門分類、分類関係というところになっております。一応 6 ～ 8 ページまでがそういった部門関係。9 ページ、10 ページが研究費関係で、11 ページが研究者関係ということで 3 つに分けてまとめてございます。

まず部門分類の方でございますけれども、企業等につきまして、先ほど対象のところ御説明させていただいたとおり、一部産業について調査をしていないというところもございまして、一応△と打たせていただいております。

あとこの部門分類の一番下のフラスカチ・マニュアルの区分の中に国外というところが

ございますが、こちらは後段で詳しく御説明させていただきますので、割愛させていただきますと思います。

続きまして、企業の分類でございますけれども、6ページになりますが、企業の分類、サブ分類ということで、例えば産業分類別とかというような形での分類を勧めているところなのですが、フラスカチ・マニュアルでは企業については更に単独企業なのか、国内のどこかの企業グループに属している企業なのか、それとも多国籍グループに属している企業なのかという分類を求めているところでございます。こちらにつきましては、現在、対応していないというところがございます。現行、このタイプでの分類について特に OECD から求められていないというようなところもありますので、今回は対応を見送ることとさせていただきますと考えております。

続きまして、下の組織規模で従業者規模につきましてはですが、現行、集計の結果で5区分ということで分類をしているところでございますが、フラスカチ・マニュアルはそれよりも細かい9区分ということでなっております。こちらについては OECD からの要請もかなり強いというところもございます、結果、表での対応ではないのですけれども、調査票の2次利用ということで特別集計を行いまして対応していくということで考えているところでございます。

7ページでございます。こちらは高等教育部門の分類。科学技術研究調査で申し上げますと、大学等に該当するところがございますが、こちらのフラスカチ・マニュアルで言う主要活動タイプ、科学技術研究調査では大学等の種類といったところに相当するものと理解しておりますが、こちらについては必ずしもフラスカチ・マニュアルどおりではないというところがございます。

具体的に申し上げますと、フラスカチ・マニュアルの方は学部、学科を私立、公立のほかに研究所あるいは研究センター、診療所、保健センターあるいは大学病院、境界線上にある他のユニットで分類されないものということで区分けしているところでございます。科学技術研究調査では、学部、研究科、短期大学、高等専門学校、附置研究所、共同利用機関、その他というところを調査しておりまして、更に結果表の作成の段階で国公、私立別にそれぞれ区分をしているというのが実情でございますが、こちらは対応していないところの主なところだと、例えば研究所あるいはセンターといったところがあるかと思っておりますが、実際にフラスカチ・マニュアルで具体的にこの範囲というものが明瞭になっていないというところがございますし、また、我が国の制度としてはこういった区分よりも現行の方がふさわしいと考えておりまして、こちらへの対応というものは見送りたいと考えております。

続きまして、6番の国外でございます。先ほど部門分類で割愛させていただきましたけれども、こちらについては基本的に、いわゆる研究費の資金源ないしは支出先の区分ということになっております。ちょっとイメージがしにくいかと思っておりますので、資料は飛ぶのですけれども、先ほどありました調査票（案）、資料2-5の企業Aで御覧になっていた

だけだと思います。こちらは資料2-5の7ページ、8ページが該当するところがございます。

7ページの【12】が受入研究費、資金源でございます、【13】が支出した研究費ということになっておりまして、科学技術研究調査では国内を幾つかの分類に分けまして、更に外国というのが一番下にあるのですけれども、そういった分類を設けているのですが、フラスカチ・マニュアルでは国際的な資金の流れを詳細に把握する必要があるということから、国外の中を更に企業、他国の政府機関、民間非営利、高等教育機関、国際機関、場合によっては企業の中を更にグループ内の企業なのか、他のグループの企業なのかというところで分類すべきとしております。

こちらにつきましては、関係府省の中からは外国の中を更に区分してほしいというような御要望も伝え聞いているところではございますので、今回は対応できないのですが、今後関係府省と調整して検討していきたいと考えているところでございます。

あと8ページ、6の続きということで、資金源ないし支出先について更に地域別というようなことで、北米地域とか欧州連合といったところをフラスカチ・マニュアルでは区分しているところではございますけれども、これらを含めて検討ということで考えております。

7番、研究の概念でございますが、こちらについては対応しております。

8番なのですが、地域的分類でございます。こちらは区分が書かれていないのですが、イメージとしては研究費とか研究者数の地域別集計ということイメージいただければと思います。こちらへの対応なのですが、この調査、基本的には法人ないしは団体ごとに調査しているというところがございますので、それら各団体、法人ごとにどこの地域でどれぐらい研究を行っているのかということをお尋ねするのはかなり記入者負担が大きいと考えておりますので、それについては対応を見送りたいと考えております。

9番、10番でございますが、こちらは再度になりますが、後ほど細かく御説明させていただきますので、ここで割愛させていただきたいと思っております。

以上が分類関係でございます、9ページは研究費関係というところでございます。まず人件費のところですが、先ほどと説明は重複しますけれども、清掃とか警備などの研究者のスタッフについて除外すべきということと、あと人件費でなく経常コストにということ先ほど御説明させていただきましたけれども、そちらについては御説明どおり対応するというところで考えております。

ちょっと飛ばしまして、その他の経費のところでございます。こちらにつきましては、2点ほど対応していないところがございます。1つは研究所の賃借料というところですが、いわゆる公的機関の研究施設を利用する際に、場合によっては無償で利用できるということがあり得る。そういった場合でも帰属的に経費を計上して研究費に含めるべきだというのがフラスカチ・マニュアルの定義となっております。

日本の場合、実際にそういったところがあるかどうかまでははっきり把握しているところ

ろではございませんけれども、こちらについてはやはり記入者に対してその分の経費を計上させる、ひいては利用した施設に幾らかということを照会した上で記入させるということもつながるため記入者負担が大きいということから対応しないということで考えております。

あと消費税の取扱いにつきましては、先ほどと重複しますけれども、小規模企業が税込会計であるというようなこと。あと研究費ではないのですけれども、基本的にその売上高とかそういった経理項目を調査するほかの統計、基幹統計は消費税込であるというようなところにも通じているかなと考えておりまして、現状では現行どおり税込としたいと考えているところでございます。

続きまして、性格別研究費のところでございます。こちらにつきましては、冒頭御説明しましたとおり、資本的支出が含まれている点でフラスカチ・マニュアルと異なる。つまり、フラスカチ・マニュアルは資本的支出を除くべきと言っているところなのですが、我々としてはこの辺、分析の上では含まれていた方が必要ではないかというようなところと、実際にこれを除くということになりますと、製品サービス分野別研究費との関係からも記入者負担が大きいというようなところがあるかと思えます。

今の性格別研究費の資本的支出の箇所につきましては、資料5-4の統計委員会における意見の回答でも御意見として指摘を受けたところでございますので、今の御説明が回答となります。

併せまして、今度、資料5-4の方に移っていただきたいのですが、性格別研究費のところでもう一つ御意見をいただいているので、併せて御説明させていただきたいと思えます。

意見1としまして、フラスカチ・マニュアルにおける定義と日本の科学技術研究調査の定義は異なっているのではないかということで、1つは開発研究という言葉自体がフラスカチ・マニュアルだと「experimental development」と試験的開発になっているということ。2点目が基礎研究の説明の中に、日本は仮説や理論を形成するためという文言が入っているが、もともとOECDの方にはそういった文言は入っていないということでございます。

まず性格別研究費の定義につきましては、フラスカチ・マニュアルそのままを訳すということをしてしますと、かなり抽象的な表現で分かりにくいといったところがございますので、基本的にはフラスカチ・マニュアルの定義にのっとして、具体的な文言を入れるならば可能な限り分かりやすい文言に書き換えて行っているところでございます。そういったところは前回の審議会の中でも御議論いただいたものということで理解しているところでございます。

まず開発研究という呼称なのですけれども、こちらは性格別研究費の設定当時からずっと使用していて、継続客体にとってはなじみのある呼称であるということがあるかと思えます。

もう一つは、試験的開発としますと、ほかの基礎研究、応用研究については研究という

言葉が入っていて、ここでいきなり研究という言葉がなくなると、別の概念が突然入り込んできたというような違和感が生じるのではないかと考えておりました、基本的には現行どおりとさせていただきたいと考えております。

2つ目の仮説や理論を形成するという文言がフラスカチ・マニュアルの方に入っていないのではないかとこのところですが、こちらについては、我々が検証しましたところ、フラスカチ・マニュアルにも仮説、理論あるいは法則を方程式化し検証するための特性、構造、関係进行分析するという説明文が基礎研究の定義の中にあるということを確認させていただいておりますので、現行の説明でも特段問題はないと考えております。

現行の説明につきましては、調査票（案）の方にも一応ございまして、資料2-5の5ページのところに現行の基礎研究の説明文を記載してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

10ページ、先ほど社会経済目的を飛ばしましたので簡単に御説明させていただきますと、こちらは調査項目ではないのですが、集計の段階で私たちの方でフラスカチ・マニュアルの目的を13区分に格付けをしてそれぞれ集計して、非営利団体、公的機関について対応しているということでございます

15、16番の受入研究費、支出研究費のところでございます。2つここには課題がございまして、1つは先ほど来申し上げました外国の内訳、企業とかその他の他国の政府といった内訳がないといったところがございます。更に企業部門につきましても、同一グループ内の他の企業の中からもらったのか、それとも異なる他のグループからもらったのかというところを設けるべきというところがございますので、こちらは併せて今後検討していきたいと考えております。

もう一つ、15番の受入研究費の方なのですが、政府部門の中にGUFという公的一般大学資金という区分を設けるべきという定義がございます。こちらにつきましては、フラスカチ・マニュアルの定義としては中央政府、地方政府から高等教育機関に対して研究教育活動全体を支援する目的で支払われる援助金というものを単独でとるべきと定めているところでございます。

GUFについては分かりにくいかと思っておりますので、資料の後ろの方に席上配布資料としまして「フラスカチ・マニュアルにおけるGUFについて」という2枚つづりの資料があるかと思っておりますが、2枚目がカラー版で横の図が書かれているものでございますが、こちらで御説明させていただきますと、大きく3つの塊になっているかと思っておりますが、一番左側のR&Dにおける資金源というのがフラスカチ・マニュアルのそれぞれ企業部門、政府部門といったところの分類でございます。

真ん中の大学におけるR&D活動の資金源、こちらもフラスカチ・マニュアルで区分している区分なのですが、大学においては他の資金源ないしは自己資金、今、申し上げましたGUFというところがございます。

一番右側が日本の状況でございますが、この公的一般大学資金につきましては、国立大

学さんの例で申し上げますと、いわゆる運営費交付金といったものが該当すると理解しているところでございます。

受入研究費として定義すべきというところなのですけれども、現行、科学技術研究調査では、この運営費交付金につきましては自己資金ということで取り扱わせていただいております。

こちらの経緯なのですが、独法になる前、当然、政府からそれぞれ大学運営上のお金が配分されていたかと思うのですが、そのときにそれらを受け入れ研究費としてしまいますと大学は自己資金が全くなくなってしまうということもございまして、当時、自己資金ということで整理して調査してきたところでございます。

更に独法になりましていきなり運営費交付金という形で形は変わったのですけれども、これを自己資金から受入資金としますと、受験料など一部は、現在は自己資金ということで収入という形になるかと思うのですけれども、やはり運営交付金のウェイトというのはかなり大きいということもございまして、現行、自己資金ということで整理させていただいているものでございます。

そういった経緯を踏まえまして、いきなり GUF として受入資金だということで考え方を改めてしまいますと、これまでの結果に大きな影響を与えるというようなこともございまして、あと私立大学につきまして我々は詳細に状況を把握していないということもございまして、こちらについては関係省庁と調整の上、慎重に対応していきたい、検討していきたいと考えておりまして、今回は見送りさせていただいて、検討課題とさせていただきたいと考えております。

研究者数関係で 11 ページ、1 つは先ほどの清掃、警備でございますので割愛させていただきまして、最後に年齢でございますが、こちらについては OECD からの要請はあるのですけれども、やはり法人に対してこの調査票自体が大学の事務局で職員の方とか、企業ですと総務部門の経理関係の方ということで、直接研究者が書かないというところを考えますと、研究者一人ひとりについて年齢を求めるといのはかなりの負担と考えておりますので、こちらについては対応を見送らせていただきたいと考えているところでございます。

あと研究者の専門別内訳につきましては、冒頭ありましたけれども、企業について現在、人文・社会科学は 1 つになっているということでございますが、こちらは研究者割合が現在、約 1.4% と極めて少ないというような事情もございまして、このまま人文科学は統合ということで考えております。

説明が長くなりました。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点は最初に申し上げましたとおり、委員会の席でもかなり意見が出ましたし、専門委員の方々からもいろいろ御意見をお寄せいただいておりますので、調査実施者の方である程度丁寧に調べていただいて説明をいただきました。

さて、もう時間が過ぎてしまいました。本来ならば「論点メモ」に基づく審議を終えた

後、答申案の検討に移りたかったのですが、時間がとても足りませんので、答申案そのものについては次回に御審議いただくということにしたいと思います。

「審査メモ」に基づく本日における議論の中で、変更の計画に関しては特に御反対はございませんでした。ただ、幾つか将来の課題として考えるべき点が指摘されました。1つは、特定目的別研究費のうち、新たに加わる3項目と従来の8分野の関係に関して、記入上の手引きにおいてももう少し丁寧に書くべきであるという点。

研究者の専門別内訳の変更に関して、計画は認められましたが、補足意見として工学のうちの電気通信に関しては今後検討すべきではないかという御意見がございました。

標本設計の変更のところでは、今回の変更に関しては賛成をいただきましたが、現在、対象としていない産業のうち、例えば医療・福祉分野等に関しては、今後の動きも含めて検討すべきだろうということでした。

指定の名称の変更に関しては、お認めいただきました。そこで先ほど説明していただきましたフラスカチ・マニュアルへの対応でございますが、かなり大部な資料でございますので、御覧いただいた上で御質問、御意見等に関しましては、次回、伺えればと思います。特に大学関係者にとっては先ほど席上配布の資料で説明がありましたGUFという考え方が大きなものではないかと思えます。

さて、時間が来ました。今日、資料6の答申案の案文に関してごく簡単に御説明をいただき、次回に検討するというにさせていただきます。

では、中川統計審査官、お願いします。

○中川統計審査官　今回は事前に報告者へのヒアリングを実施し、課題がある程度明確になっておりました。それで検討する事項がある程度分かっておりましたので、それを想定してとりあえず案文をつくって次回に検討していただくということです。簡単に概要を説明しますと、全体としては適合しているため科学技術研究調査の変更について承認する。ただし、理由等で指摘した事項については計画の修正が必要である。

「(ア)『特定目的別研究費』の変更」のところですが、3分野については特に異論はなかったので適当であるとしています。

2ページですが、いろいろ御意見を長岡専門委員からもいただきましたが、当然、報告者が回答に当たって混乱しては困るので、新たに追加する3分野の研究費の記入に当たって、報告者に誤解を生じさせることのないよう定義を明確にし、例示を入れるなどの配慮が必要であるとしております。調査票の構成と変更内容は表1と2に記述しております。

「(イ)『研究者の専門別内訳』の変更」ですが、「情報科学」「心理学」を追加する。これについては適当であると結んであります。

3ページ、表3では、現行と変更内容を記述しております。

「(ウ)『性格別研究費』の定義の記述の変更」ですが、これは基礎、応用、開発研究の研究費です。表4に現行と変更後を記述していますが、応用研究の「基礎研究によって発見された知識を利用して」という記述を削除する。これについては異論がなかったと思

いますので、適当であるとしております。

4 ページの「イ 標本設計の変更」のところですが、特に今回の計画では異論はなかったということで適当であると判断しています。

その後、なお書きのところですが、調査票甲の対象の8法人について、当初、営利的な活動を行っていたことから、調査票甲の対象としてこれまで見直しを行わないまま調査が実施されていたものである。前回、変更を行った平成13年以降、現時点までに新たに設立された独立行政法人については、調査票乙に分類されていることから、この8法人については調査票乙に変更することが望ましい。これは皆さんの合意だったと思います。これに伴って、調査票甲の名称が「調査票甲（企業A）」、「調査票甲（企業B）」とする必要がある。

「2 科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）」ですが、これは調査と統計との関係ですので、差し支えないとしております。

5 ページの「3 フラスカチ・マニュアルへの対応」ですが、これはまた新たに議論しないといけない部分がありますが、フラスカチ・マニュアルの対応方針については、科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアルではあるものの、OECDにより完全に準拠することが求められているものではなく、欧米諸国においてもその準拠状況に差がある。

フラスカチ・マニュアルに完全に準拠する場合、相当の報告者負担になることから、国際機関からの要望や国内での活用方法などを十分踏まえた上で実施する必要がある。

この観点を踏まえ、現時点において、報告者の負担を限定しつつ、国際比較性を向上させるため、以下の内容についてはフラスカチ・マニュアルと一致させることが可能である。これは調査実施者である統計局の方から発言がありましたが、清掃、警備等の間接サービスを供給する者に係る研究費及び研究者数を一致させる。従業員規模別の集計区分についてもフラスカチ・マニュアルと一致させるということです。

なお、この変更について結果公表時に変更内容が明確になるよう注意書きを行うとしております。

「4 今後の課題」ですが、「ア 定期的な見直し」と書いてありますが、前回の統計審議会が平成13年でした。10年間、統計委員会に諮らなかつた。調査実施者から申請がないと統計委員会にかからない制度なので、10年間変更が無くてよかったのかどうかということ踏まえ、定期的な見直しの必要があるという観点での記述となっております。これについては「学術統計の整備と活用に向けて」において、学術統計データの国際比較性の向上の観点から、フラスカチ・マニュアルに準拠した科学技術研究調査をよりの確なものにするための不断の検討を行う。「第3次男女共同参画基本計画」においても、女性の研究者の参画拡大に向けた環境づくりの具体的施策として、研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計情報を収集・整備し、経年変化を把握すること。これらのことから、科学技術施策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められている。このため、科学技術政策を推進する文部科学省等の関係省庁や日本学術会議等の関係団体

と定期的な意見交換会を実施するなど、情報の共有化を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行い、少なくとも2年に1度は調査事項等の見直しを行うべきである。

従来の統計委員会の答申では、いつまでに何を行うかという具体的な記述がないケースがありましたので、何をいつまでにやるということを明確にするため、期限を入れていきます。

「イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」ですが、現状では、以下の事項について本調査では把握しておらず、フラスカチ・マニュアルと一致していない。これについて、今回調査で一致させることができないことについては、前記3記載の事項、文部科学省等関係省庁からの要望、研究のグローバル化等を踏まえた一定の検討期間が必要であることから、やむを得ないと考える。しかしながら、この検討については、平成26年度調査実施までに一致させる方向で検討を行うべきである。

先ほど調査実施者である統計局の方から検討事項が掲げられておりましたので、実現可能性を踏まえて一応4項目を挙げています。全体としては次回に検討していただければと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

とりあえず今日は資料6に関して説明だけいただいたということにして、審議は次回行いたいと思いますが、何かございますか。

○井上課長 今、見せていただきまして、割とリーズナブルな答申案になっているのかなと思います。また、次回、皆様に御議論いただきたいと思いますが、ただ、私どもとして調査を2年に1回見直せというのは、調査事項の安定性の話、見直し結果につきまして、次の見直しにほとんど間がないのです。非常に煩瑣である。他統計とのバランス。期限を設ける必要があるのであれば、下のところで検討事項を具体的に掲げて、それに必要な検討時間はこうであるから26年であるということの設定すれば十分であって、私どもとしては、ここは2年に1度というのは書きすぎではないかと、本調査の安定的な実施に問題が出るのではないかとということ非常に危惧しております。

フラスカチ・マニュアルへの今後の対応でございますが、26年度調査実施までに一致させるという方向でと書き込んでいただいておりますが、先ほどGUFの話もありましたように、なかなか本当に一致するのかどうかというのが非常に難しい。フラスカチ・マニュアルは1963年に第1版が設定されたものでありますが、この統計は昭和28年に創設されたものでありまして、そもそもこの統計があつて後からフラスカチ・マニュアルが出てきたという歴史的な経緯もございますので、ここら辺の書きぶりは、調査実施者といたしましては少し踏み込み過ぎているのではないかなと思っております。いずれにしろ次回また御検討いただければと思います。

○廣松部会長 その点に関しましては、御意見としていただいたとしたいと思います。次回、「論点メモ」で言いますとフラスカチ・マニュアルへの対応の点と、中川統計審査官の方から説明がありました答申案についての審議を行いたいと思います。

さて、内容が大変豊富なものだったものですから、時間をオーバーした上に結局予備日を使わざるを得なくなりました。誠に申し訳ございませんが、次回、今回残しました案件に関しまして御審議をいただければと思います。

では、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○中川統計審査官 1点、先生方をお願いしたいのですが、前回の統計審議会での審議は平成13年でした。10年間大きな変更が行われなかった、審議の対象にならなかったということは十分考慮していただきたい。統計法を所管する制度官庁という公正中立な立場として、本当にそれでよかったのかどうか。やはり科学技術の振興とともに遅滞なく見直しを行う必要があったと考えております。今後、見直しをいつ行うのかという問題はありますけれども、その辺りを十分検討して御審議していただければありがたいと思います。

○事務局 次回の部会に関しまして御説明させていただきます。予備日であります1月12日木曜日、15時半から、この建物の9階の共用第1会議室（903会議室）で開催することを予定しております。こちらについては別途御案内させていただきます。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として使用したいと考えておりますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員、専門委員の皆様につきましては、お荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ次回準備させていただきます。

また、お帰りの際なのですが、2階のエントランスホールより退館いただきますようお願いいたします。警備員がゲートを開けることになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○廣松部会長 本日は大変時間をオーバーしてしまいまして、また予備日を使わざるを得ないことになっていまして、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、本日の部会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。